

## 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金（以下、「重多助成金」という。）は、障害者の雇用の促進等に関する法律第49条第1項第6号及び同法律施行規則第22条の規定に基づき、支給されるものです。

その申請にあたっては以下の事項にご留意ください。

### 1 規範性（モデル性）の審査について

本助成金の申請にあたっては、最低基準である対象障害者の人数の要件や申請の対象となる施設及び設備が適正かどうかの審査に加え、経営基盤及び雇用条件が著しく良好であり、重度障害者等の雇用の促進を図るにあたって規範を示すと認められるか（障害者を雇用する事業所としてのモデル性）というところについても、より厳正に確認を行います。

特にそのモデル性においては、雇用労働者への処遇、障害者を含めた雇用計画、雇用労働者の定着状況等これまで又は今後の改修等により直接的に、障害者を雇用する事業所のモデルとして相応しいものであるかということについて確認を行いますので、障害者の雇用計画及び定着状況、障害者の労働条件等の処遇、障害者に対する能力開発の取組み、事業における継続性、申請対象施設及び設備における対象障害者への配慮等について事業計画に明確かつ具体的に記載してください。

（また、機構から都道府県労働局に申請事業所についての意見書を求めています。）

なお、本助成金の認定申請を行おうとする場合は事前に各都道府県支部へご相談ください。

### 2 過去に重多助成金を受給した事業主が申請した場合の審査について

1のとおり本助成金の受給資格認定申請については厳正に審査を行うこととしていますが、過去に重多助成金を受給した事業所の事業主が同一事業所をもって重多助成金を受給しようとする場合については、特に次の点についてご注意ください。

- (1) 今回の受給資格認定申請時において、前回受給した重多助成金の事業計画の最終年における対象障害者の雇用計画数又は同年の対象障害者数のいずれか多い人数以上の対象障害者数が申請されていること（ただし、障害者作業施設設置等助成金等の対象障害者は人数に含めることはできません。）
- (2) 今回の受給資格認定申請の事業計画における事業開始時から5年後までの対象障害者の雇用状況については、

- ① 前回までの重多助成金の支給対象となった施設の改善又は設備の更新の申請である場合は、少なくとも前回申請時の対象障害者数の雇用の継続が維持されている計画かどうか
- ② 新たな施設の増築又は設備投資の申請については、対象障害者数の雇用の継続が維持されていることに加え、新たに相当数の対象障害者の雇用が促進される計画かどうか等が重要なポイントです。前回の重多助成金受給時における重度障害者の雇用計画数を満たしているかどうか確認してください。

### 3 重多助成金の対象障害者と障害者作業施設設置等助成金等の対象障害者について

本助成金は、次に掲げる助成金の支給対象となった障害者及び補充者を対象障害者とすることはできません。

- 障害者作業施設設置等助成金
- 平成 15 年 9 月 30 日以前の第 1 種及び第 2 種雇入れ設備設置等助成金
- 平成 17 年 9 月 30 日以前の中途障害者作業施設設置等助成金

特に、過去において重多助成金を受給した場合において、本助成金の申請対象障害者数は 2 に記載されているように、前回の重多助成金の受給時に提出された重度障害者の雇用計画における重度障害者数を認定申請日時点で満たしている必要がありますが、これには上記助成金の対象障害者数を含むことはできないのでご注意ください。

### 4 類似する助成金の受給状況

厚生労働省が実施している中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金、当機構が実施している平成 23 年 3 月 31 日以前の旧第 1 種重多助成金（平成 23 年 3 月 31 日以前の旧第 2 種重多助成金を含む）、障害者作業施設設置等助成金、平成 15 年 9 月 30 日以前の第 1 種及び第 2 種雇入れ設備設置等助成金、平成 17 年 9 月 30 日以前の中途障害者作業施設設置等助成金の支給を受けたことがある場合（認定申請中を含む）は、各都道府県支部へ問合せいただき、またこの助成金の申請を行う際にはその旨申告してください。

※ 申請事業主が特例子会社である場合は、親会社の支援等について、第三セクター方式で設立された事業主である場合は、助成金の受給に係る事業計画において、出資した自治体の支援について具体的に記載してください。

なお、障害者総合支援法に基づく就労系障害福祉サービスを行う事業所の事業主においては、その事業の定員に基づく施設及び設備の整備並びに人的な支援について障害者に対して相当の配慮を行うことは当然であると認められることから、同事業を行う事業主と比較してアピールできると判断できるプラスアルファの措置について記載してください。当該措置の記載がない場合は、規範性（モデル性）があるとは認められません。